日本茶業学会会則

（名称）

第１条 本会は日本茶業学会と称する。

（事務所）

第２条 本会の主たる事務所は静岡県島田市金谷猪土居2769に置く。ただし，理事会の決議を経て従たる事務所や支部を必要な地に置くことができる。

（目的）

第３条 本会は茶業の発展を期するため，茶業に関わる学術振興や，技術の開発・改善，茶の文化などの情報発信および相互の情報交換を図ることを目的とする。

（事業）

第４条 本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

（１）学会誌「茶業研究報告」の発行

（２）茶業に関する研究発表会ならびにシンポジウム等の開催

（３）研修会，セミナー等の開催および講師等の斡旋

（４）本会の事業ならびに研究面における功労者および茶業研究奨励者の顕彰

（５）茶業研究ならびに創案に対する助言および助成

（６）茶業関係諸機関との連絡および提携

（７）その他本会の目的達成に必要な事業等

（会員）

第５条 本会は次の会員をもって組織する。

（１）通常会員：本会の目的に賛同する個人

（２）学生会員：本会の目的に賛同する学生

（３）特別会員：本会の事業に賛同する企業および団体

（入会・退会等）

第６条 本会に入会しようとするものは，当該年度の会費を添えて本会事務局に申し出なければならない。なお，会員は本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため，会員になった時および毎年，総会において別に定めた会費を支払う義務を負う。

第７条　会員は別に定める退会届を事務局に提出することにより，任意にいつでも退会することができる。ただし，既に納入した会費はいかなる場合も返却しない。

第８条 会員が次のいずれかにいたったときには，総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）本学会の会則その他の規程に違反したとき

（２）本学会の名誉を傷つけ，または目的に反する行為をしたとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき

第９条　前２条の場合のほか，会員は次のいずれかにいたったときは，その資格を喪失する。

（１）第６条の支払い義務を３年以上履行しなかったとき

（２）当該会員が死亡し，または解散したとき

（役員）

第10条 本会は次の役員と，幹事および事務局長を置き，会の運営を行う。

（１）理事：30名以内，茶の試験研究や技術普及に携わったもの

（２）監査：２名

第11条　理事会は役員候補者を選出し，総会においてこれを承認する。

（１）理事の中から互選により会長１名を定め，副会長（総務担当）1名，副会長（運営担当）１名，常任理事３名は理事の中から会長が指名する。

（２）理事および監査は相互にこれを兼ねることができない。

第12条　役員は次の職務を行う。

（１）理事は理事会を構成し，会則および総会の議決に基づき，本会の執行に関する業務を行う。

（２）会長は本会を代表し，本会の業務を総理する。

（３）副会長は会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代行する。

（４）常任理事は会長の命により会の業務を分掌する。

（５）監査は本会の財産および会計の執行を監査する。

（６）役員は理事会に出席し，本会の運営および事業の立案に参画する。

第13条　幹事は庶務，会計，編集，研究会，情報等の本会で行う事業を分掌し，会長，副会長（運営担当），事務局長とともに幹事会を構成して，会務の執行に参画する。

第14条　本会の会務執行のため事務局を置き，事務局長がこれにあたる。

第15条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

（１）名誉会長および顧問は次の職務を行う。名誉会長は本会運営上の重要事項について会長の相談に応じるとともに，理事会に出席し意見を述べること。顧問は必要に応じ会の組織・運営状況について報告を受けるとともに，理事会に出席し意見を述べること。

（２）選任および解任は理事会で決議する。なお，無報酬とする。

第16条 支部には支部長を置く。支部長は支部において選出する。

第17条 役員の任期は２年とする。補欠等により選任された場合は前任者の残任期間とする。ただし，いずれも再任を妨げない。

第18条 役員等には原則として報酬を支給しない。ただし，会長については，総会において定める総額の範囲内で，総会で決定した額を手当として支給することができる。

（会議）

第19条　本会の会議は総会，理事会および幹事会とし，総会は通常総会および臨時総会とする。

第20条　総会は会員をもって構成し，理事会は理事をもって構成し，幹事会は幹事をもって構成する。

第21条　会議は会長が招集し，その議長となる。

第22条　総会はこの会則で定めるもののほか，本会の運営に関する重要な事項を議決する。理事会はこの会則で定めるもののほか，総会に付議すべき事項を議決する。

（総会）

第23条　通常総会は年１回とする。

（１）会長が必要と認めたとき，または会員の５分の１以上からの会議の目的を示して請求があったときには臨時総会を開くことができる。

（２）総会の議決は出席者の過半数をもって決する。

第24条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

（１）会則の制定および変更に関する件

（２）事業報告および事業計画に関する件

（３）予算および決算に関する件

（４）役員の選出・解任に関する件

（５）会費の徴収に関する件

（６）本会の改組または解散に関する件

（７）会員の除名に関する件

（８）その他，会長が必要と認めた事項

第25条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）会議の日時及び場所

（２）構成員の現在数

（３）総会に出席した通常会員の数

（４）議決事項

（５）議事の経過の概要及びその結果

（６）議事録署名人の選任に関する事項

第26条　議長及び出席した会員の中から当該会議によって選任された議事録署名人２人が，前項の議事録に署名押印しなければいけない。

（その他委員会）

第27条　本会に次の委員会を置く。なお，委員の任免は会長が行う。

（１）編集委員会：委員は個人会員の中から委嘱される。

（２）情報委員会：委員は個人会員の中から委嘱される。

（３）表彰委員会：委員は会長，副会長，専務理事等で構成される。

（４）その他委員会：会長は必要に応じて委員会を設置することができる。

（事業年度）

第28条 本会の事業年度は10月１日に始まり翌年９月30日をもってこれを終わる。

（雑則）

第29条 本会の事業執行上必要な規程・細則等は理事会の議を経て別に定める。

第30条 本会の経費は会員の会費，寄付金その他をもってこれにあてる。会員の会費は別に定める。

第31条 本会に基本財産を設置することができる。基本財産に関する規程は理事会の議を経て別に定める。

第32条　設立年月日：昭和22年9月11日

付則

この会則は総会において採択され昭和22年11月20日に施行

昭和42年10月14日 改正

昭和43年10月５日 改正

昭和59年11月８日 改正

平成４年11月26日 改正

平成７年11月16日 改正

平成26年10月1日　　名称変更

平成26年11月20日　 改正

　　 2023年10月1日　 改正